

国立大学法人電気通信大学規則等の制定に関する規程

平成22年 1月19日

改正

平成24年 5月22日

平成26年 2月26日

平成28年 3月23日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学規則等の制定に関する規則（以下「規則」という。）第15条に基づき、本学の規則等並びに基準、内規及び申合せの制定に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係部局等との調整)

第2条 学長は、規則等の制定について、必要に応じ、あらかじめ関係部局等の長の意見を聴くことができる。

2 規則等の制定に当たっては、当該規則等に係る事務を所掌する課等（以下「所管課」という。）が、関係部局等と調整を図った上、総務部総務課と協議し、当該規則等の原案を作成するものとする。

3 前項の協議において、所管課は、当該規則等の素案、制定理由、新旧対照表及び関係資料を総務部総務課に提出するものとする。

(形式及び表記)

第3条 規則等における形式並びに用字及び用語の表記については、法令に準ずるものとする。ただし、書式については、横書きとする。

(部局等)

第4条 規則第10条の部局等は、国立大学法人電気通信大学組織規則に定める学域、大学院研究科、スーパー連携大学院推進室、グローバル化教育機構、教育研究センター等、附属図書館、保健管理センター、コヒーレント光量子科学研究機構及びコヒーレント光量子科学研究機構の各センター、全学教育・学生支援機構及び全学教育・学生支援機構の各センター、教育研究支援センター並びに事務局とする。

(基準、内規及び申合せ)

第5条 役員会、経営協議会及び教育研究評議会は、規則等の円滑な実施を図るため、必要に応じ、基準及び申合せを定めることができる。

2 規則第10条第1項に定めるもののほか、理事及び部局等の長は、当該部局等又は事務の円滑な実施を図るため、基準、内規及び申合せ（以下「基準等」という。）を定めることができる。この場合においては、遅滞なく役員会に報告するものとする。

3 学内の各種会議及びこれらの合意により設置された委員会等は、会議等の円滑な運営を図るため、当該会議等の構成員の合意に基づき申合せを定めることができる。

4 前3項により定められた基準等には、規則第13条第2項に規定する番号を付すものとする。

(事務処理)

第6条 規則等の制定に関する文書処理等の事務処理は、総務部総務課が行う。ただし、前条に規定する基準等で部局等又は会議等に係るものについては、所管課が行う。

(規則台帳の記載事項)

第7条 規則第13条の規則台帳の記載事項は、規則等及び基準等の名称、番号、制定日、施行期日及び前条の文書処理に係る文書番号等とする。

(周知)

第8条 規則第14条の周知は、ホームページ掲載等により総務部総務課が行う。ただし、学生に係る規則等の周知については所管課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、規則等及び基準等の制定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。